

非常勤裁判官一調停官は、非常勤裁判官ではない？

## 1 調停官の立場

私は、平成16年10月1日付けで、福岡簡易裁判所の調停官に就任した。

福岡簡易裁判所の調停官は、平成16年1月に2名、同年10月に2名が、それぞれ2年の任期で任命され、同17年12月に1名が任期満了で退任し、平成18年1月現在では、3名の調停官が在籍する。

調停官は、弁護士が、週に一度の決まった曜日に調停センターで執務し、調停に立ち会う裁判官とほぼ同様の権限を有するが、簡裁判事とは異なり、令状の発布権限や司法警察発動権限を有しない。

裁判所が、調停官は非常勤裁判官ではなく、弁護士会が非常勤裁判官の名称を使うことにも抵抗を持っていることを、就任後に同室の簡裁判事の指摘を受けて知った。

## 2 事件の処理状況

1 執務日の新受件数は、2,3件であるが、当然継続事件を抱えるため、執務日の担当事件数は、4件から6件、多い日には7,8件を担当することとなる。

就任直後、統括判事から、全件立会いが原則であるとの説明を受けたが、就任直後の新件配点は、午前午後各2件程度はあり、そのすべてに張り付いた状態で立ち会うのは困難であった。

福岡簡裁の調停委員の資質は高く、申立書や答弁書だけでは把握できない事件の概要を事情聴取するという、調停の前提となる作業を委ねることに不安はなく、さらに、調停前に調停委員と事前調整を行い、すでに提出された記録を読んで整理できている論点を説明し、調停委員の意見も聞きながら、調停の方向性をある程度決める作業を行い、その後の調停の進行状況を把握しながら、必要に応じて、調停に立会い、最終調整を行うという方法で、全件を掌握するように努めている。

平成16年10月から同17年9月までの処理件数は、新受件数は116件、処理済件数は98件で、うち調停成立は54件、取り下げ、不調は44件であった。

## 3 調停委員との関係

就任直後の当面の悩みは、調停委員との仕事の配分をどのように調整するかであった。

弁護士として調停に臨んだ経験からも分かるとおり、裁判官は調停に立ち会わないのが大抵であったという慣例があり、それを一転して調停官が全件立ち会うのが原則であ

るというルールを持ち込もうとしても、それまでマイコート同様に、調停の席を取り仕切っていた調停委員には胡散臭いものである。

しかも、この調停官全件立会いの制度が、調停委員に周知徹底される機会が事前に設けられるということもなかった様子であり、突然調停官が立ち会うという事態に調停委員が抵抗を感じたのも止むを得ないことであった。

しかし、調停の回数を重ねるに連れて、弁護士という職務上の経験が、双方当事者の言い分を聞いた上で、両者の歩み寄りを求めるという調停の場でも十分に役立つものであり、調停が法律的な解決のひとつの形である以上、法律という専門知識を有する調停官の説得が、当事者への納得感、さらには円満解決に繋がりやすいということを調停委員が理解してくれるようになったと感じている。

最近では、調停委員の経歴や実際の調停での対応を見て、どこまでを調停委員に任せるかの判断もでき、より円滑に執務が行えるようになった。

### 3 今後の問題点

調停官の制度は、司法改革の一環として、調停という国民にもっとも身近な裁判所の制度の中に外野の弁護士を組み込み、市民に開かれた裁判所を目指すものであり、また、調停官の経験を契機に通常任官への橋渡しになることが期待されているものである。

確かに、様々の理由で裁判で争うことには馴染まない事件の解決の場として、あるいは時間や費用を考えると裁判までは望まないという当事者が法的な解決を求める場所として、調停が果たす役割は大きく、その制度に弁護士が参加するという点では十分に評価できる制度である。

しかし、通常任官への橋渡しという点ではどうだろうか。

裁判所の雰囲気を感じることができるとは言っても、それはあくまで調停センターという場所に限られており、さらに、調停は、話し合いの調整をするだけの弁護士の仕事の延長に過ぎず、調停条項も、条項という性質上極めて簡易なものであり、裁判官の最大の任務である判決を書くという作業からは程遠いところにある。

通常任官への橋渡しという目標を達成するためには、判決を書くことへの不安感を払拭する何らかの方策が講じられなければ、将来的な展望は開かれないのではないだろうか。

民事調停の場合、調停から裁判への流れは、調停と裁判の仕組みに、大きな手続きの

断裂があると言えるが、家事事件の場合、家事調停から家事審判への移行は、当事者の申立により、同じ家庭裁判所という場所で処理されるという点で、調停官が携わることが容易であるとは言えないか。

家庭裁判所は、人訴事件も扱っており、調停不成立となって本裁判となった訴訟事件の判決書きや遺産分割事件の調停から審判に移行した事件の審判書の作成などを担当できる権限を調停官に付与するというのは、不可能であろうか。

民事調停官は、簡裁判事裁判官室に配属されるが、裁判官ではないので、令状の発布にも携わらない。

裁判官の能力としては、多量の記録を読破する力も要求され、短時間で記録を読み込み、令状発布の適否を判断する作業に従事することができれば、これも通常任官への意欲喚起になるのではないだろうか。

「調停官は、非常勤裁判官ではない。」、壁は厚いのだと感じる此の頃である。

#### 4 雑感

調停官に就任して、1年3ヶ月、まさに光陰矢のごとしであった。

毎週の執務日の前日は、決して夜更かしをせず、体調を整えて、万全を期して執務に臨んだ。

希望した動機は、司法改革の大眼目とは何の関わりもないものであったが、就任後、この制度の意義を深く考えるようになり、自分自身の法曹としてのあり方を振り返る機会にもなった。

調停官の名称は、弁護士の間でもあまり周知されておらず、若手の弁護士に説明していたところ、「ああ、裁判官役ですね。」との言葉が返ってきた。

「そう、そう、裁判官役なの。」と笑い転げながら、法曹者は、裁判官役、弁護士役、検察官役の三者が一体となって、国民により良い司法サービスを提供する「お仕事」に従事する者たちなのではないか、どうしていつも(?)いがみ合っているのかしらと感慨深かった。

コートでテニスをするプレイヤーと同様に、試合前も試合後も、笑顔で握手のできる私たちでありたい。

- 1 調停官は、非常勤裁判官ではない？
- 2 宇治野みさゑ
- 3 39期
- 4 福岡部会
- 5 顔写真 無
- 6 関連写真 無
- 7 原稿提出日 平成17年12月7日